

河合町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 9月25日

河合町長 清 原 和 人

河合町条例第25号

河合町下水道条例の一部を改正する条例

河合町下水道条例（昭和59年7月河合町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の表排水設備指定工事店指定更新手数料の項中「3,000円」を「5,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。